



JTUC

日本労働組合総連合会  
山梨県連合会（略称 連合山梨）

No.349 2020.7.6

私たちが未来を変える  
～安心社会に向けて～

れんごう

YAMANASHI

6  
15~16  
MON TUE『女性のための連合全国一斉  
集中労働相談ホットライン』を実施～職場で悩むあなたをサポートします～  
～新型コロナ関連の相談も受付中～

連合は毎年6月を「男女平等月間」(注1)と定め、男女平等参画の重要性について理解を深め、女性の活躍推進の気運を高めるため活動に取り組んでいます。

今年度は「仕事の世界におけるあらゆるハラスメントと暴力の根絶」と「女性の政治への関心、参加を高めること」をテーマに掲げ、男女平等セミナーや社会へのアピール行動などを予定していましたが、コロナ禍により活動を制限されているのが実情です。その対応として、従来の女性を重点に置いた相談に、新型コロナウイルスに関連した相談を統一行動テーマに加え、各地方連合会と連合本部が一丸となって取り組みました。

連合山梨での2日間の相談件数は5件（女性3件・男性2件で内コロナ関連は1件）でした。

相談の内容は、

- ① 傷病で休職したら年次有給休暇の付与が昨年より減った。
- ② 後輩の態度がきつく職場での対人関係で悩んでいる。
- ③ 職場メールの通信環境が悪く返信が適切に出来ず業務評価が悪くなると心配している。
- ④ 精神疾患を患いハローワークでも仕事が見つからないので紹介してもらえないか。
- ⑤ 4月中旬よりコロナで仕事が減り休まされていて賃金がもらえない。

などで、職場の上司・同僚や家族など身近な人々との日常のコミュニケーション不足により、相談者の方が孤立し心配になり悩んでいるように感じられました。

また、相談に至ったツールとしては、新聞(山日広告)2件・ラジオ(FM FUJI広告)2件・ホームページ1件でした。



連合山梨では、この期間に限らず相談を受け  
付けていますので、お気軽にお電話ください。

フリーダイヤル

いこうよ

れんごうに

0120-154-052

アドバイザー 宮坂 兼夫

(注1) 連合「男女平等月間」とは

1985年6月に男女雇用機会均等法が公布。これを機に、厚生労働省が翌年の1986年6月から男女平等月間と定めて周知・啓発、内閣府は毎年6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」としました。連合は、2004年6月から「男女平等月間」を設定し、男女平等参画の重要性について、組合員への理解や組織内の合意形成、女性活躍推進の気運を高めるなど、時々の課題をテーマに継続した活動に取り組み、2013年以降「男女平等」をテーマに全国一斉集中労働相談ホットラインを実施しています。なお、連合の目指す男女平等参画社会を実現するため、①働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)の実現と女性の活躍の促進 ②仕事と生活の調和 ③多様な仲間の結集と労働運動の活性化の3つの目標達成に向けて取り組みを進めています。

〒400-0858 山梨県甲府市相生2丁目7-17 労農福祉センター内  
TEL.055-228-0050 FAX.055-222-1189

URL: <http://yamanashi.jtuc-rengo.jp/>  
E-mail: [info@yamanashi.jtuc-rengo.jp](mailto:info@yamanashi.jtuc-rengo.jp)

発行人 窪田 清



連合本部フェイスブック



連合山梨ホームページ



**連合山梨2020春季生活闘争****闘争情報 第6回集計** (6月23日現在)  
(7月1日公表)

| 平均賃上げ集計<br>(加重平均) | 2020年回答妥結 |       |      | 2019年回答妥結 |       |      |
|-------------------|-----------|-------|------|-----------|-------|------|
|                   | 組合数       | 金額    | 率    | 組合数       | 金額    | 率    |
| 規模計               | 30        | 5,799 | 1.90 | 26        | 5,102 | 1.74 |

「規模計」平均賃上げ要求組合全体 2019年は昨年同時期の回答妥結状況

格差  
是正均等  
待遇

| 交渉進捗状況 | 全 体 18構成組織 79組合 |    |     |      |    | 地 場 9構成組織 34組合 |    |     |      |    |
|--------|-----------------|----|-----|------|----|----------------|----|-----|------|----|
|        | 要求              | 妥結 | 交渉中 | 要求せず | 未定 | 要求             | 妥結 | 交渉中 | 要求せず | 未定 |
|        | 56              | 51 | 5   | 2    | 21 | 19             | 18 | 1   | -    | 15 |

6

26  
FRI**2020 連合山梨議員懇話会総会・幹事会**

連合山梨議員懇話会総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご来賓と構成組織の参加要請は行わず、議員懇話会幹事会メンバー 23名に参加をいただき縮小開催となりました。

2020年度活動方針は、①連合山梨が掲げる政策・制度要求の実現、②組織の強化と充実、③各級選挙への対応、④連合山梨政治フォーラムの設立に向けた対応の4点になります。

第49回衆議院解散総選挙への取り組みは、連合山梨議員懇話会顧問である中島衆議院議員と更に連携を深め、連合山梨が推薦する候補の当選を果たすためのあらゆる活動を展開していくことが確認されました。

また、直近の地方議員選挙は「南アルプス市(2020.11)」において、議員懇話会構成員である「櫻田 力」氏が2期目の挑戦に向けて準備を進めていることから、今後、関係する諸団体とも更に連携を図りながら、相互協力のうえ必勝に向けて取り組むことも確認されました。

2020年度の役員につきましては、引き続き、会長に古屋雅夫氏「山梨県議会議員(情報労連)」、副会長には高尾貫氏「市川三郷町議会議員(JP労組)」・桜田力氏「南アルプス市議会議員(JAM)」・田中好久氏「連合山梨政治センター長(自治労)」・そして幹事長には荻原隆宏氏「甲府市議会議員(自治労)」・副幹事長に窪田清「連合山梨事務局長(電力総連)」が連合山梨議員懇話会三役として確認されました。なお、幹事の皆さまにつきましては、連合山梨推薦議員と連合山梨三役産別の各代表者が就任しています。

事務局長 窪田 清

RENGO  
YAMANASHI  
30th  
ANNIVERSARY**連合山梨結成30周年記念事業****「フードドライブボランティア」にご協力いただき  
ありがとうございました****【取り組みの結果】**

食材等 2601品 600Kg

米 類 144Kg

ご協力ありがとうございました。

連合山梨は、連合山梨結成30周年記念事業として、今年度よりフードドライブボランティアの取り組みを開始し、4月から約2ヶ月間、各産別(単組)で収集して頂いたコメや袋麺、缶詰、菓子類などを6月上旬にフードバンク山梨へ寄贈しました。

フードバンク山梨では、子どもの学校給食の無い夏休みの間、生活困窮世帯に無料で食料を届けることを行っており、今年度は新型コロナウイルスによる学校の休校や勤務先の休業等で、食料支援の申請が急増しているそうです。

寄贈時に萩原会長は、「生活困窮世帯を支援したい」と挨拶し、米山けい子フードバンク山梨理事長からは、「ご協力を頂きました組合員の皆様へ感謝申し上げます。夏休み中の子ども達を応援していきます」と御礼の言葉がありました。

連合山梨は、地域に根ざした活動として、毎年継続出来るボランティアとして取り組んで参りますので、引き続きご協力をお願いします。

## 平和行動inやまなし 中止のお知らせ

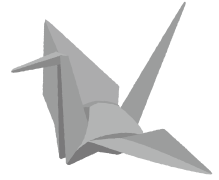


毎年、8月6日に実施しております「平和行動inやまなし」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止とさせていただきます。

なお、集会形式での開催は中止となりますが、広島と長崎では、原爆投下時刻にサイレンや鐘が鳴り渡り、1分間の黙とうを捧げられております。

この黙とうが広島・長崎にとどまらず、全国に広がり、世界平和を願う「祈りの日」となりますよう、8月6日午前8時15分と、8月9日午前11時02分より、職場やご家庭で原爆死没者のめい福と平和への願いを込めて、1分間の黙とうを捧げていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(行政の防災無線等が流れる場合は、放送に合わせて黙とうを実施願います)



## 「希望の旗～未来につなぐメッセージ」披露

### 全国から結集した平和への願いを未来へつなぐ!!

連合は、2020年、戦後75年という節目の年を迎えるにあたって、「未来へつなぐ」をキーワードに平和運動を展開しています。

その1つが「希望の旗～未来へつなぐメッセージ～」です。

連合神奈川から受け取った旗に、連合山梨青年委員会メンバーが、平和への想い込めたメッセージを書き加え、連合静岡へとバトンを繋ぎました。

全国47の地方連合会をリレーした「希望の旗」に、次世代を担う若者たちから寄せられた平和への想い、ぜひ動画を通じてご覧ください。



<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kizuna/peace/>

**甲府空襲 戦争と平和・環境展**

**大月空襲と平和展**

**吉田空襲展**



コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から今年度の開催は**中止**となりました。



## 連合山梨推薦の地方選挙候補予定者

【笛吹市議会議員選挙】 10月18日告示 10月25日投票予定



の ざ わ け さ ゆ き  
**野澤 今朝幸氏**

1954年1月17日生まれ(66歳)

【住所】笛吹市芦川町中芦川431

【略歴】1981年 法政大学・大学院修了

1981年 (社)地域問題研究所就職

1985年 八代町農協(現-JAふえふき)に就職

1995年 芦川村役場に就職

2004年 芦川村長に就任

2006年 笛吹市社会福祉協議会理事に就任(現職)

2008年 笛吹市議会議員に当選・就任(現職)

2010年 環境市民団体「みどり・山梨」の副代表に就任(現職)

2015年 NPO法人地域福祉サポート笛吹 理事長に就任

**やまなし労福協**

6月19日 FRI

**第57回通常総会開催**

山梨県労働者福祉協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、第57回通常総会を書面開催の形式で実施しました。

本来であれば、各団体の代表が集まって、それぞれの議案について質問・意見の確認と承認が行われることとなりますが、今回は書面開催としましたので、各団体からの意見をしっかりと踏まえたうえで、今後の取り組みに反映することとして同意が得られ、6月19日に、全ての議案の承認が確認されました。

## 「マスク」収集ボランティアにご協力を!!

連合山梨は 新型コロナウイルスの感染拡大防止策の一環として、「マスク」収集ボランティアを行っています。

「市販のマスクが余っている」・「大人には小さくて使えないマスクがある」などの声を多く耳にする一方で、まだまだ必要な所ではマスクが不足しているとの情報があります。そこで連合山梨はマスクを寄付していただき、本当に必要としている方にマスクをお配りをする、「マスク収集ボランティア」を展開することになりました。

連合山梨加盟組合員の皆様のご協力をお願いします。

なお、取り組み期間・収集場所等については、加入の産別（単組）にお問い合わせください。



### 連合山梨取り組み最終日 2020年7月31日(金)

## 職場における あらゆるハラスメントを根絶しよう!

2019年5月29日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（ハラスメント対策関連法）が成立しました。これにより、事業主には、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ケア・ハラスメントに加えて、新たにパワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置（防止措置）を講ずることが義務付けられます。（2020年6月1日より。中小事業主は 2022年3月31日までは努力義務）



### ハラスメント対策

チェックしてみよう!



## 事業主が講じなければならない雇用管理上の措置（防止措置）10項目

ハラスメントの各指針で定める雇用管理上の措置（防止措置）は10項目あります。  
パワハラ・セクハラ・マタハラ・ケアハラ共通です。

### (1) 事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発

- ☐ ①職場におけるハラスメントの内容および職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ☐ ②職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針および対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

事前の措置として重要

事前の措置として重要

### (2) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ☐ ③相談への対応のための窓口（相談窓口）をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ☐ ④相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

事前の措置として重要

### (3) 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ☐ ⑤事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ☐ ⑥職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者（被害者）に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ☐ ⑦職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ☐ ⑧改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。

### (4) 併せて講ずべき措置

- ☐ ⑨職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応または当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。
- ☐ ⑩労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこともしくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求めもしくは調停の申請を行ったことまたは調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

事前の措置として重要

事前の措置として重要

※マタハラ・ケアハラの場合は、「業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること」という項目がもう1つあります。